

◎新潟県議会訓令第1号

県議会事務局

新潟県議会事務局処務規程（昭和38年6月新潟県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県議会議長 桜井 甚一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(課長の専決事項) <b>第3条</b> 課長の専決事項は、次のとおりとする。 総務課長 (1)～(7) (略) (8) <u>会計年度任用職員</u> の任免に関すること。 (9)～(13) (略) 議事調査課長 (略)	(課長の専決事項) <b>第3条</b> 課長の専決事項は、次のとおりとする。 総務課長 (1)～(7) (略) (8) <u>非常勤職員</u> の任免に関すること。 (9)～(13) (略) 議事調査課長 (略)